

第5回 相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成16年8月25日（水）午後2時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

<相模原・津久井地域合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL (042)769-8206（直通） FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

URL <http://www.st-gappei.jp>

目 次

議 事

< 協議事項 >

協議第4号	新市の名称について（継続協議）	1
協議第13号	慣行の取扱いについて（継続協議）	3
協議第18号	地方税の取扱いについて	8
協議第19号	国民健康保険事業の取扱いについて	14
協議第20号	介護保険事業の取扱いについて	29
協議第21号	保健衛生事業の取扱いについて	39
協議第22号	使用料、手数料の取扱いについて	68
協議第23号	補助金、交付金等の取扱いについて	137

< 報告事項 >

報告第20号	各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その2	166
--------	---------------------------	-----

そ の 他

第6回相模原・津久井地域合併協議会次第（案）について	194
----------------------------	-----

協議第4号

新市の名称について（継続協議）

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成16年8月25日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

新市の名称は、相模原市とする。

編入合併の場合は、編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることが通常であるが、編入する市町村の名称を変更することにより新たに制定することもできる。

なお、編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合は、地方自治法の規定により、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例で定める必要がある。

「相模原」の歴史的背景

1 「相模原町」の誕生の経緯

(1) 相模野の開発・新田開発

江戸時代の相模原の中央部は「相模野」と呼ばれる雑草や雑木の茂る広大な原野で、水利に乏しく、人々が居住するのを拒みつづけた。17世紀も後半になると、農民は少しでも生活を向上させようと苦勞をして荒れ地を少しずつ開墾し、また、領主も有力な農民や商人の協力を得て、新田の開発に力を入れた。その結果、江戸時代を通して、上矢部新田、大沼新田、溝境新田、淵野辺新田、清兵衛新田の5つの新田が開発された。

(2) 町村制の施行

明治22年(1889)、町村制が施行されると、相模原市域は江戸時代に成立した18ヶ村から新たに「相原・大野・大沢・麻溝・新磯・田名・溝」の7ヶ村に編成された。このうち「溝村」は大正15年(1926)に町制がしかれ「上溝町」として発足した。

(3) 軍都計画の実施

昭和10年代、戦時色が濃くなると、相模原市域には陸軍士官学校、相模陸軍造兵廠などの軍施設が次々と建設され、3本の鉄道の開通とあいまって、相模原地域は大きく変わりつつあった。こうした発展を続ける相模原地域に対し、神奈川県は軍都の建設事業を実施することにし、「相模原都市建設区画整理事業」が進められた。これにより現在の市域の中央部道路は縦横に整理されている。

(4) 「相模原町」の誕生

都市建設区画整理事業の進行と共に、町村合併の気運が高まり、昭和16年(1941)6つの村(相原、大野、大沢、田名、麻溝、新磯)と2つの町(上溝、座間)が合併し、「相模原町」が誕生した。当時の人口は45,482人、面積は108.71k㎡という日本一大きな町であった。

参考文献 「私たちの相模原」、「相模原市史」、「さがみはらの地名」

2 戦後相模原市の歩み

相模原の誕生

□相模原町の誕生

昭和16年（1941年）4月29日、上溝・座間の2町と相原・大野・大沢・田名・麻溝・新磯の6村が合併して、日本一大きな町として高座郡相模原町が誕生しました。

この時「相模原」という地名が世に出て、平成16年4月で63年となります。

□相模原市の誕生

昭和28年9月、町村合併促進法が公布。町から市への移行を目指す動きが全国各地で盛り上がりました。相模原では、これより早く昭和25年10月、市制促進委員会を発足。市に移行するための準備が進められました。

昭和29年、町役場本庁舎が現在地に移転。町議会においても市制研究会が設けられ、市への移行に弾みがつきました。市制施行の議案は、臨時町議会にかけられ全員一致で可決。

こうして同年11月20日に相模原市が誕生しました。当時の人口は約8万、県下で10番目の市制のスタートとなりました。

今では人口62万、全国で19番目に人口が多い都市となり、本年50周年を迎えます。



昭和30年代

□工業都市へ、工場誘致条例制定

農業中心のまちから脱皮するため、昭和30年7月に「工場誘致条例」を制定。積極的な誘致活動を展開した結果、翌31年までに4社の進出が決定。同条例は36年に廃止されましたが、この間に大手18社の工場が次々と市内に進出し、工業都市への基礎づくりが着実に進みました。

こうして33年には首都圏整備法に基づく「市街地開発区域」の第1号指定を受け、工業・住宅都市づくりを推進し、大山工業団地など県北の内陸工業都市として一躍注目を集めるようになりました。

市にとって、昭和30年代は農業から工業都市への「脱皮の時代」でした。



昭和40年代

□ 10年間で、市の人口が倍増

昭和35年に10万人を超えた市の人口は、その後、年10%以上の割合で増え続け、40年には15万人を突破。2年後の42年には20万人の大台を超えました。人口増加の勢いはその後も止まらず、昭和40年代後半には高度経済成長に歩調を合わせるように、東京・横浜への通勤圏にある相模原市に、市外から大勢の人々が転入してきました。



そして46年、市の人口は30万人を超え、52年にはついに40万人を突破。昭和40年代の10年間に市の人口は倍増、その数は地方の中核都市の人口規模にも匹敵する激増ぶりでした。

□ 子どもの増加で、学校が足りない

人口の急増は、都市づくりに大きなひずみをもたらします。子どもの急増に小・中学校の建設が追いつかず、児童・生徒が1500人以上というマンモス校が続出しました。



市では、こうした状況を早期に解決し、教育環境を整えようと、全国に先駆けた先行建築方式を導入。毎年5～6校の小・中学校建設に全力をあげることとなります。

□ 「貧乏白書」で、財政危機を訴え

昭和50年、相模原市財政白書を発行。この白書には「こども急増びんぼうはくしょ」という異例のサブタイトルが付けられ、相模原市は学校建設やごみ処理、下水道整備など、急激な人口増加がもたらした緊急問題の解決に追われます。特に学校新設には大きな財政負担と苦勞が伴い、市の財政がひっ迫状態にあることを広く国や県及び、市民に訴えました。

昭和50年代



□横浜線の複線化、京王相模原線全線開通

人口が増えるにつれ、鉄道や道路など交通網の整備が緊急課題に。なかでも横浜線を早期に複線化し、交通の利便性を良くすることは市民共通の願いでもありました。

昭和47年、横浜線の複線化工事が着工。55年10月には、市内の全区間で横浜線の複線化が実現。また、平成2年3月、京王相模原線が橋本駅まで全線開通し、市民の足はさらに便利になりました。

□公共下水道

昭和40年代の人口増加は、学校建設のほか、下水道や道路、清掃、福祉施設など、生活・都市基盤の緊急課題を市に投げかけました。

昭和42年には学校建設に次ぐ重点施策として、公共下水道の整備事業がスタート。50年代にかけて本格化すると、集中豪雨などによる浸水被害を防ぐための、都市下水路・排水路の整備などが急ピッチで進められました。

□南北にふたつの清掃工場を新設

人口急増に伴い、家庭や工場などから毎日大量のごみが排出されるようになった市では、既存の清掃事業所だけでは増え続けるごみを処理しきれず、新たな清掃工場の建設が急務に。

昭和53年には南清掃工場の建設に着手。2年後には、1日600トンの焼却能力を持つ最新鋭の工場が完成。平成3年には1日450トン进行处理できる北清掃工場が完成し、市内から排出されるごみの全てを処理できるようになりました。

昭和60年代～平成の時代

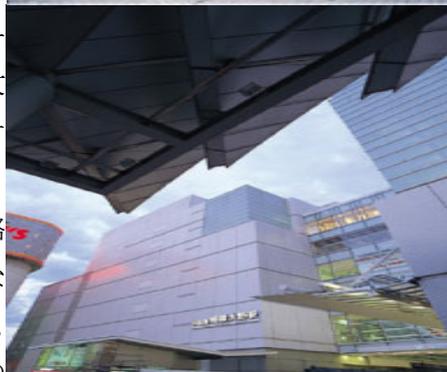
□相模大野駅、相模原駅周辺の整備

相模原市は「へそのないまち」と言われる中、50万人都市にふさわしい快適なまちづくりが大きな目標となり、61年に「第3次相模原市総合計画」がスタート。

JR 横浜線相模原駅、橋本駅、小田急線相模大野駅周辺の3地区を拠点として位置付け、再開発事業をはじめとしたまちづくり事業が推進されました。

先発の相模大野駅周辺の整備では、ヨーロッパの街並みをイメージさせるモダンで魅力的な文化都市となり、平成元年2月には、文化の殿堂「グリーンホール相模大野」が完成。国内外の一流オーケストラの演奏などが、市内で鑑賞できるようになりました。

その後、平成8年10月、JR 相模原駅橋上駅舎・南北自由通路が完成し、翌年11月には、相模原駅ビル内に市民ギャラリーなどの文化施設を有する、「シティ・プラザさがみはら」がオープン。「出会いの丘」をテーマに、人と人が出会い、語らう市民文化の交流拠点へと変貌を遂げます。



□無錫市など友好都市との交流

国際交流では、昭和60年10月に中国の無錫市と初の友好都市を提携。平成3年6月には、カナダのスカボロー市（現トロント市）とも友好都市の関係結び、スポーツ、文化など多彩な交流が始まりました。また、昭和62年11月には、文部省（現文部科学省）の宇宙科学研究所の研究施設をもつ相模原市と、秋田県能代市、岩手県三陸町（現大船渡市）、長野県白田町、鹿児島県内之浦町の2市3町が集まり、「銀河連邦」を建国。毎年、物産展の開催や子ども留学交流など様々な交流が進められています。



□グリーンウェーブ、都市緑化に弾み

みどり豊かな環境共生都市の創造は、相模原市にとって重要な課題。平成4年秋に開催された、グリーンウェーブ・相模原, 92（第9回全国都市緑化かながわフェア）は、52日間の会期中に181万人が入場するなど大成功となりました。

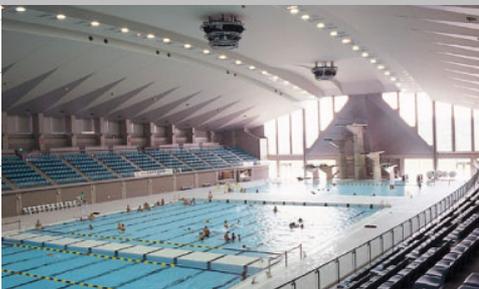
これらを契機に市民のみどりへの関心も一層高まり、財団法人「相模原市みどりの協会」を設立し、市民総ぐるみでみどりのまちづくりが展開されています。



平成10年代

□夢と感動を相模原から全国へ、「かながわ・ゆめ国体」

平成10年、第53回国民体育大会「かながわ・ゆめ国体」が開幕。国体の開催を通し、夢と感動を相模原から全国に向けて発信。夏季大会では、さがみはらグリーンプールをメイン会場に、開・閉会式が行われたほか、秋季大会では宇宙科学研究所で採火された「銀河の火」が、市民ランナーによって炬火リレーされました。



□相模原市21世紀総合計画（新世紀さがみはらプラン）スタート

「輝きと愛があふれる人間都市 さがみはら」を都市像とする、新しい総合計画を策定。平成22年（2010年）を目標年次に、「学びあい あたたかさのある福祉文化都市」「ゆとりある みどり豊かな環境共生都市」「躍動し 魅力あふれる交流拠点都市」を柱とする、市民と行政とのパートナーシップ型のまちづくりがスタート。

□保健所政令市へ移行

平成12年4月、保健所政令市に移行。60万都市の健康づくりに向けて、保健・医療・福祉の連携拠点「相模原市総合保健医療センター」（ウェルネスさがみはら）がオープン。

同年10月には「さがみはら健康都市宣言」を行い、翌年6月には、待望の「24時間小児医療」がスタート。市民の健康増進に大きな役割を果たしています。



□60万都市 さがみはら

平成12年5月、相模原市の人口が60万人に達し、全国17番目の都市へ。東京都特別区と政令指定都市を除くと、堺市、熊本市、岡山市に次ぐ全国4番目。昭和29年の市制施行時の人口は約8万人、市制施行50周年を迎え、7倍を超える人口規模となりました。（現在の人口は62万人となっておりますが、さいたま市、静岡市がそれぞれ市町村合併により本市の人口を上回ることとなり、本市は全国で19番目の都市となっております。）

□橋本駅周辺の整備 新たな広域連携拠点へ

平成12年4月、橋本駅北口地区の市街地再開発事業が順調に進み、橋本のまちづくりの核「シティ・プラザはしもと」がオープン。翌年9月にはJR横浜線・相模線、京王相模原線の3つの鉄道が接続する橋本駅前に、複合ビル「ミウヰ橋本」が誕生し、文化施設「杜のホールはしもと」「橋本図書館」が相次ぎ開館しました。

一方、隣接する西橋本の橋本都市拠点地区には、新産業を創造する「株式会社さがみはら産業創造センター」の2号施設が、14年4月にオープンするなど、橋本駅周辺は産学連携、研究開発、文化交流の機能が集積する、県北の新たな広域連携拠点として大きく生まれ変わろうとしています。



□平成15年4月「中核市相模原」へ

本市は、平成15年4月に「中核市」へと移行しました。政令指定都市（県下では横浜市、川崎市）に準ずる権限のもとで、福祉や環境、都市計画などの市民生活に関わりの深いきめ細かなサービスの提供のほか、事務処理のスピードアップ、個性豊かなまちづくりの推進、市のイメージアップづくりなどを展開し、さらなる地方分権の推進をめざします。

3 相模および相模国について

(1) 相模の初出

相模の初出（『古事記』倭建命東征の条、『日本書紀』巻7景行天皇40年十月）は、いずれも、ヤマトタケルの東征伝説の記載。これは、あくまで神話・伝説上の話になる（ただし、古事記では「相武国（さがむのくに）」、日本書紀では「相模」と記述に違いがある）。

歴史上最初に現われる記述は、『日本書紀』巻29天武天皇4年（675年）十月庚寅の条に「相模国言、高倉郡女人生三男」とあり、相模国司が解文（報告書）で、高倉郡（たかくらのこおり）の女性が三つ子の男の子を生んだことが報告されている。

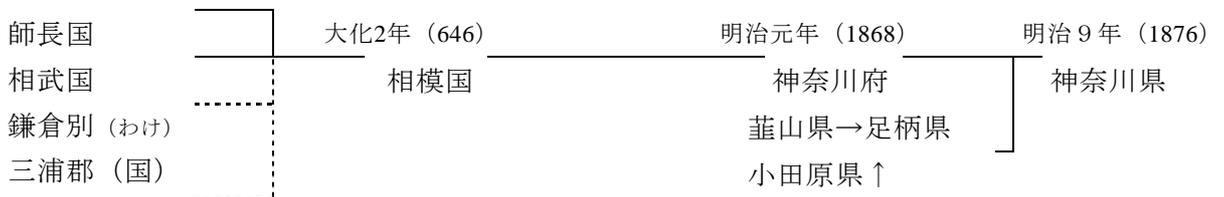
(2) 相模国の設置

相模国（さがみのくに）の設置については、「大化の改新の国郡制定にあたって、相武国（さがむのくに）と師長国（しながのくに）（磯長国）とを合併して設置された」（『国史大辞典』）という。国郡制定は大化2年（646）と言われている。

相武・師長国は、『先代旧事本紀（せんだいくじほんぎ）』の「国造本紀」に出てくる国郡制施行以前の国の名。

相武（さがむ）：相模川流域を中心とし、現在の相模原市・海老名市・厚木市・寒川町・平塚市・茅ヶ崎市に及ぶ地域と考えられる。国府の比定地・国分寺跡などから、この文化圏の中心は海老名市周辺と考えられている（国史大辞典）。

師長（しなが）：磯長とも書き、酒匂川流域を中心に大磯町から小田原市に及ぶ地域一帯と考えられる。



相模国及び相州という表記は、中世では「郷・庄・里」、近世（江戸時代）では「藩」という行政単位が主流になったにもかかわらず、中世～近世を通じて使われ、明治の廃藩置県まで続いた。また、個人的な使われ方では昭和前期（戦前～中）まで使われていた。

(3) 読み方

古事記の「相武国」は、「佐賀牟（さがむ）」と訓じている。

『和名抄』は、「相模」と書き、「佐賀三（さがみ）」と訓じている。

(4) 考え方

相武国・相模国の流れから考えると、高座郡・大住郡・愛甲郡（津久井を含む）にあたる地域であれば、「相模」を名乗る権利は有していると考えられる（相武は、相模国から師長・鎌倉・三浦を除いた地域）。しかし、相武国の中心は、相模川下流域（海老名・厚木・寒川等）になると思われるため、相模野台地以北の相模川中・上流域で相模を独占してしまう是非は考慮する必要があるものと思われる。

協議第13号

慣行の取扱いについて（継続協議）

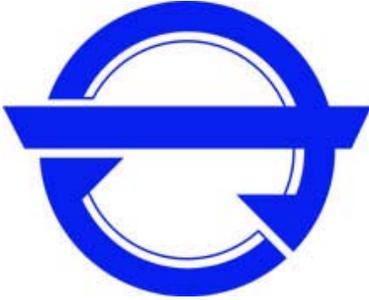
慣行の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年8月25日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 市章は、相模原市のものに統合するものとする。
- 2 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討するものとする。
- 3 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討するものとする。

慣行の現況比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
章				
花	アジサイ	つつじ	ミツバツツジ	山ゆり
木	けやき	もみじ	ヤマモミジ	桂
鳥	ひばり	メジロ	うぐいす	オシドリ
色	みどり	なし	なし	青

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
市町民憲章	<p>相模原市民憲章</p> <p>わたくしたち相模原市民は 相模野の広い台地 相模川の雄大な流れ 先人より受け継いだ開拓の精神や伝統を誇りとし 敬愛と協調を高め 住みよい風格のあるまちへの 限りない発展を願って この市民憲章を定めます</p> <p>1 青い空 あふれる 緑 澄んだ水 うるおいのあるまちをつくりま</p> <p>1 いのちを大切にし思いやりと笑顔で 明るいくらしを築きます</p> <p>1 心とからだをきたえ はげましあい 希望をもって 働きます</p> <p>1 ものをだいにし きまりや約束を守ることを誇りとし</p> <p>1 おたがいに学びあい豊かな市民の文化を育てます</p>	<p>城山町民憲章</p> <p>わたくしたちは、水と緑に町民の健やかさがこだまする憩いあるまち城山の限りない発展を願って、この町民憲章を定めます。</p> <p>1 水と緑を大切にし、住みよい環境をつくりましょう。</p> <p>1 健康で仕事に励み、明るい家庭をつくりましょう。</p> <p>1 お互いに助け合い、思いやりの心を育てましょう。</p> <p>1 きまりや約束を守り、よい習慣を育てましょう。</p> <p>1 教養を高め、豊かな文化をきずきましょう。</p>	<p>津久井町民憲章</p> <p>わたくしたちは、丹沢山塊や津久井湖の豊かな水と、歴史にはぐくまれたこのふるさとを愛し、限りない発展を願って、ここに町民憲章を定めます。</p> <p>1 緑と水を大切にし、豊かな自然から学びましょう。</p> <p>1 きまりや約束を守り、心のかよいあう町をつくりましょう。</p> <p>1 仕事をおこし、生きがいのある健康な家庭をつくりましょう。</p> <p>1 学びあい、教養を深め、文化の高い町にしましょう。</p> <p>1 手をつなぎあい、いたわりあい、平和を守る心を育てましょう。</p>	<p>相模湖町民憲章</p> <p>わたくしたちは、水と緑の美しい自然に恵まれ、歴史と伝統あるこの地を愛し、いつまでも文化豊かな住みよい町にするために、この町民憲章を定めます。</p> <p>1 森や水を大切にし、うるおいのあるまちをつくりましょう。</p> <p>1 助け合いの心を持ち、福祉のまちをつくりましょう。</p> <p>1 いのちを大切にし、あかるいまちをつくりましょう。</p> <p>1 きまりをまもり、信頼できるまちをつくりましょう。</p> <p>1 教養を深め、文化の高いまちをつくりましょう。</p>
上記以外の憲章・宣言	相模原市核兵器廃絶平和都市宣言	城山町非核平和都市宣言	津久井町核兵器廃絶平和宣言	相模湖町非核平和都市宣言
	さがみはら男女共同参画都市宣言			
	さがみはら男女平等憲章			
			水源文化都市・津久井宣言	
	さがみはら健康都市宣言	健康都市宣言（健康都市しろやま）		ゆとり宣言
				敬老自治体宣言
	交通安全都市宣言			
	相模原市環境宣言			
	相模原市農業委員会憲章		津久井町子ども憲章	
		明るい選挙推進の町宣言		

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
歌	<p>相模原市民の歌</p> <p>一．柴胡の原の昔より 希望輝く相模原 代代の恵みを地にうけて 幸あるわれら寄るところ 光が招く明日が呼ぶ</p> <p>二．実りの波は野に丘に 夢も燃えたつ相模原 青雲高く生産の 平和のけむりたつところ 建設の歌わきあがる</p> <p>三．ながれは清くゆうゆうと 絵巻はひらく相模原 季節のいろをちりばめて 文化の花の咲くところ われらがまちに栄えあれ</p>	<p>城山町民の歌「城山わがまち」</p> <p>みどり萌えたつ 城山を 映して めぐる 相模川 ゆたかな土よ 湖よ つつじ花咲 き 空青く ああ ふるさとに 城山に きよ うも明るく 日が昇る</p> <p>とおい昔の 住居跡 戦国しのぶ 城のあと 渡しの船と 高瀬舟 知恵で時代 を 超えてきた ああ ふるさとに 城山に ほこ る歴史の あとがある</p> <p>もみじ色増す 辰籠山 はるかに 望む 丹沢よ 伸びゆく力 ここに満ち ころ あわせて ひとすじに ああ ふるさとは 城山は 明日 をめざして すすむまち</p>	なし	なし

先進事例

秋田市・河辺町・雄和町

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、両町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

鹿児島市・吉田町・桜島町・喜入町・松元町・郡山町

- 1 市紋章については、鹿児島市の市紋章を用いるものとする。
- 2 市旗については、鹿児島市の市旗を用いるものとする。
- 3 市民歌については、鹿児島市の市民歌を用いるものとする。
- 4 市民憲章については、鹿児島市の市民憲章を用いるものとする。
- 5 名誉市民については、鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 6 市木・市花については、鹿児島市の市木・市花を用いるものとする。

慣行（都市宣言）の取扱い

都市宣言は、鹿児島市の都市宣言を用いるものとする。3町の独自の宣言は合併時に廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時まで検討するものとする。

長崎市・香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・外海町・三和町

- 長崎市き章、長崎市の花及び木並びに長崎市歌を適用するものとする。
ただし、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町のき章、町章、町の花、木、花木、鳥及び魚並びに町民歌は、次のとおり取扱うものとする。
- 1 き章及び町章については、それぞれの地区のシンボルとして継承するものとする。
 - 2 町の花、木、花木、鳥及び魚については、それぞれの地区の推奨の花、木、花木、鳥及び魚とするものとする。
 - 3 町民歌については、それぞれの地区の愛唱歌として伝承していくものとする。

協議第 18 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 16 年 8 月 25 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 個人市町民税の均等割及び所得割の税率については、現行のとおりとし、普通徴収の納期については、相模原市の制度に統一する。
- 2 法人市町民税の均等割の税率については、現行のとおりとする。
法人税割の税率については、相模原市の制度に統一する。ただし、合併年度に限り、不均一課税を実施する。
- 3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に統一する。
- 4 軽自動車税の税率及び納期については、相模原市の制度に統一する。
- 5 事業所税については、相模原市の制度を適用する。ただし、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、課税免除を実施する。
- 6 都市計画税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に統一する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	個人の市・県民税の取扱い	普通徴収の納期については、合併時に相模原市の納期に統一する。 均等割の非課税基準については、合併時に相模原市の基準に統一する。	1

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
2	法人市民税の取扱い	法人税割の税率については、合併時に相模原市の税率に統一する。ただし、合併年度に限り不均一課税を実施する。	2
3	固定資産税の取扱い	納期については、合併時に相模原市の制度に統一する。 なお、合併により特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち新たに宅地並課税の対象となるものについては、合併特例法により、合併後5年間は宅地並課税を適用しない。	3
4	軽自動車税の取扱い	納期については、合併時に相模原市の納期に統一する。 小型特殊の農耕作業用の税率については、合併時に相模原市の税率に統一する。	4
5	事業所税の取扱い	合併により新たに課税対象となる事業所等については、合併年度とこれに続く5年度に限り課税免除とする。	5
6	都市計画税の取扱い	納期については、合併時に相模原市の制度に統一する。 なお、合併により特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち新たに宅地並課税の対象となるものについては、合併特例法により、合併後5年間は宅地並課税を適用しない。	6
7	市たばこ税の取扱い	現行のまま新市に引き継ぐ。	7

地方税の現況比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
個人市町民税	(1) 均等割の税率 3,000 円 (2) 所得割の税率 200 万円以下の金額 3% 200 万円を超える金額 8% 700 万円を超える金額 10% (3) 普通徴収の納期 〔 第 1 期 6 / 1 ~ 6 / 30 〕 〔 第 2 期 8 / 1 ~ 8 / 31 〕 〔 第 3 期 10 / 1 ~ 10 / 31 〕 〔 第 4 期 1 / 1 ~ 1 / 31 〕	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 所得割の税率 相模原市と同じ (3) 普通徴収の納期 〔 第 1 期 6 / 15 ~ 6 / 30 〕 〔 第 2 期 8 / 1 ~ 8 / 31 〕 〔 第 3 期 10 / 1 ~ 10 / 31 〕 〔 第 4 期 1 / 1 ~ 1 / 31 〕	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 所得割の税率 相模原市と同じ (3) 普通徴収の納期 〔 第 1 期 6 / 16 ~ 6 / 30 〕 〔 第 2 期 8 / 1 ~ 8 / 31 〕 〔 第 3 期 10 / 1 ~ 10 / 31 〕 〔 第 4 期 1 / 1 ~ 1 / 31 〕	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 所得割の税率 相模原市と同じ (3) 普通徴収の納期 〔 第 1 期 6 / 16 ~ 6 / 30 〕 〔 第 2 期 8 / 16 ~ 8 / 31 〕 〔 第 3 期 10 / 16 ~ 10 / 31 〕 〔 第 4 期 1 / 16 ~ 1 / 31 〕
法人市町民税	(1) 均等割の税率 5 万円 ~ 300 万円 (2) 法人税割の税率 (資本金等) (税率) 10 億円以上 14.7% 5 億円以上 13.5% 5 億円未満 12.3%	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 法人税割の税率 (資本金等) (税率) 5 億円以上 14.7% 2 億円以上 13.5% 2 億円未満 12.3%	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 法人税割の税率 12.3%	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 法人税割の税率 12.3%
固定資産税	(1) 税率 1.4% (2) 納期 〔 第 1 期 5 / 1 ~ 5 / 31 〕 〔 第 2 期 7 / 1 ~ 7 / 31 〕 〔 第 3 期 9 / 1 ~ 9 / 30 〕 〔 第 4 期 12 / 1 ~ 12 / 25 〕	(1) 税率 相模原市と同じ (2) 納期 〔 第 1 期 5 / 15 ~ 5 / 31 〕 〔 第 2 期 7 / 1 ~ 7 / 31 〕 〔 第 3 期 12 / 1 ~ 12 / 25 〕 〔 第 4 期 2 / 1 ~ 2 月末日 〕	(1) 税率 相模原市と同じ (2) 納期 〔 第 1 期 5 / 16 ~ 5 / 31 〕 〔 第 2 期 7 / 1 ~ 7 / 31 〕 〔 第 3 期 12 / 1 ~ 12 / 28 〕 〔 第 4 期 2 / 1 ~ 2 月末日 〕	(1) 税率 相模原市と同じ (2) 納期 〔 第 1 期 5 / 16 ~ 5 / 31 〕 〔 第 2 期 7 / 16 ~ 7 / 31 〕 〔 第 3 期 12 / 16 ~ 12 / 25 〕 〔 第 4 期 2 / 16 ~ 2 月末日 〕

地方税の現況比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
軽自動車税	(1) 税率 ・原付 1,000 円～2,500 円 ・軽自 2,400 円～7,200 円 ・小型特殊 農耕作業用 1,000 円 その他 4,700 円 ・二輪小型自動車 4,000 円 (2) 納期 5 / 11～31	(1) 税率 ・原付 相模原市と同じ ・軽自 相模原市と同じ ・小型特殊 農耕作業用 1,600 円 その他 相模原市と同じ ・二輪小型自動車 相模原市と同じ (2) 納期 5 / 11～31	(1) 税率 ・原付 相模原市と同じ ・軽自 相模原市と同じ ・小型特殊 農耕作業用 1,600 円 その他 相模原市と同じ ・二輪小型自動車 相模原市と同じ (2) 納期 5 / 16～31	(1) 税率 ・原付 相模原市と同じ ・軽自 相模原市と同じ ・小型特殊 農耕作業用 1,600 円 その他 相模原市と同じ ・二輪小型自動車 相模原市と同じ (2) 納期 5 / 16～31
事業所税	(1) 税率 ・資産割 事業所床面積 1 m ² 当り 600 円 ・従業者割 従業者給与総額の 0.25% (2) 免税点 ・資産割 市内の全事業所等の面積が 1,000 m ² 以下 ・従業者割 従業者 100 人以下	課税対象外	課税対象外	課税対象外
都市計画税	(1) 税率 0.3% (2) 納期 〔 第1期 5 / 1～5 / 31 第2期 7 / 1～7 / 31 第3期 9 / 1～9 / 30 第4期 12 / 1～12 / 25 〕	(1) 税率 0.3% (2) 納期 〔 第1期 5 / 15～5 / 31 第2期 7 / 1～7 / 31 第3期 12 / 1～12 / 25 第4期 2 / 1～2 月末日 〕	課税なし	課税なし

先進事例（不均一課税等の採用状況）

秋田市・河辺町・雄和町

法人市町民税の均等割及び法人税割については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

固定資産税については、合併年度及びこれに続く4年度に限り、不均一課税を実施する。

事業所税については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、課税免除を実施する。

浜松市・浜北市・天竜市・舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町・春野町 佐久間町・水窪町・龍山村

固定資産税については、合併年度に限り、不均一課税を実施する。

事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施する。

都市計画税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、不均一課税及び課税免除を実施する。

岡山市・御津町・灘崎町

事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施する。

都市計画税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施する。

長崎市・香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・外海町・三和町

法人市町民税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、不均一課税を実施する。

事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施する。

地方税の取扱いに関する法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2～3 略

協議第 19 号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 16 年 8 月 25 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

国民健康保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、国民健康保険診療所管理運営事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	国民健康保険税の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。	8
2	証明手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2
3	各種国民健康保険組合補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、補助金の額等については見直しを図る。	1 3
4	診療報酬明細書点検嘱託員経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4
5	国民健康保険団体連合会負担金	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 5
6	保険税収納率向上特別対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 6
7	運営協議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7
8	療養給付費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8
9	療養費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0
1 0	診療報酬審査支払手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1 1	高額療養費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2
1 2	移送費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4
1 3	出産育児一時金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5
1 4	葬祭費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6
1 5	精神・結核医療付加金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 7
1 6	老人保健拠出金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8
1 7	介護納付金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9
1 8	高額医療費共同事業医療費 拠出金	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0
1 9	退職者医療共同事業拠出金	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 1
2 0	健康診査等委託事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2
2 1	人間ドック助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、 助成額については見直しを図る。	3 3
2 2	疾病分類調査委託事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 4
2 3	国民健康保険事業に係る限 度額適用・標準負担額減額 の認定	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5
2 4	国民健康保険事業に係る一 部負担金	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 7
2 5	国民健康保険事業に係る特 定疾病に係る認定	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 8
2 6	被保険者資格の認定及び被 保険者証等の交付	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 9
2 7	国民健康保険診療所管理運 営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 1

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
28	財政調整基金	相模原市においても基金の設置を検討し、合併時に3町の基金残高を統合する。	43
29	医療費通知	相模原市においても医療費通知の神奈川県国民健康保険団体連合会に委託することを検討し、合併時に統合する。	44
30	調整交付金	合併時に相模原市の制度に統合する。	45
31	第三者行為	合併時に相模原市の制度に統合する。	46
32	不当利得	合併時に相模原市の制度に統合する。	47

国民健康保険事業の取扱いの考え方について

国民健康保険事業は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として、被保険者が予め保険税を拠出して、疾病、負傷、出産、死亡など不測の事故に対して必要な給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互共済制度である。国民健康保険事業の基本的事項は、市町村の保険者が国民健康保険法等に基づき運営しているため、1市3町において実施されている事務事業も概ね統一されたものである。

しかし、国民健康保険事業は、市町村単位で運営されることから、それぞれの地域特性に応じた運用もされており、例えば、保険税率や葬祭費の給付額などは1市3町で異なる制度を設けているのが現状である。

このため、新市の一体性を確保しつつ、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平を図る必要があるため、合併時に3町の国民健康保険事業を相模原市の制度に統合するものである。

ただし、国民健康保険診療所管理運営事業は、地域保健施設の中核として、すでに津久井町、相模湖町に設置されており、地域住民の医療の確保及び健康の保持増進に果たす役割は多大なものであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。

国民健康保険事業の現況比較

1 国民健康保険税

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
<p>【保険税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税医療分 所得割 (前年中の総所得金額 - 基礎控除)の5.7% 資産割 固定資産税額(土地・家屋)の13.2% 均等割額(1人当たり年間) 21,900円 平等割額(1世帯当たり年間) 22,200円 課税限度額 530,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・保険税介護分 所得割 (前年中の総所得金額 - 基礎控除)の1.0% 資産割 固定資産税額(土地・家屋)の3.5% 均等割額(1人当たり年間) 4,500円 平等割額(1世帯当たり年間) 4,800円 課税限度額 70,000円 <p>【納期】 10期 6月～3月</p>	<p>【保険税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税医療分 所得割 6.65% 資産割 35.03% 均等割額 22,660円 平等割額 19,810円 課税限度額 530,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・保険税介護分 所得割 1.05% 資産割 7.10% 均等割額 6,200円 平等割額 3,800円 課税限度額 80,000円 <p>【納期】 8期 7月～2月</p>	<p>【保険税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税医療分 所得割 6.0% 資産割 39.0% 均等割額 21,500円 平等割額 25,000円 課税限度額 530,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・保険税介護分 所得割 1.1% 資産割 7.9% 均等割額 4,700円 平等割額 5,300円 課税限度額 80,000円 <p>【納期】 12期 4月～3月</p>	<p>【保険税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税医療分 所得割 6.5% 資産割 40.0% 均等割額 25,200円 平等割額 25,900円 課税限度額 530,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・保険税介護分 所得割 1.05% 資産割 7.0% 均等割額 6,000円 平等割額 6,000円 課税限度額 80,000円 <p>【納期】 8期 7月～2月</p>	<p>合併時に相模原市の 制度に統合する。</p>

2 各種国民健康保険組合補助金

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
国民健康保険事業に要する費用 に対し、補助金を交付。 平成16年度予算 当該年度の4月1日現在におい て、住所を有する者、若しくはそ の従事者に単価を乗じた額 ・ 神奈川県建設連合国民健康保 険組合(8,504人) ・ 神奈川県医師国民健康保険組 合(810人) ・ 神奈川県歯科医師国民健康保 険組合(870人) ・ 神奈川県建設業国民健康保険 組合(2,280人) ・ 神奈川県薬剤師国民健康保険 組合(220人) ・ 神奈川県食品衛生国民健康保 険組合(1,300人) 6団体合計 13,984人×250円 3,495千円 ・ 建設連合(神奈川県支部)国民 健康保険組合 247人×125円 30千円	該当なし * 平成15年度で終了 (参考) 平成15年度交付額 ・ 神奈川県建設連合国民健康保 険組合 288人×150円= 43,200円	該当なし * 平成15年度で終了 (参考) 平成15年度交付額 ・ 神奈川県建設連合国民健康保 険組合 850人×150円= 127,500円	国民健康保険事業に要する費 用に対し、補助金を交付。 平成16年度予算 ・ 神奈川県建設連合国民健康保 険組合事務費補助金 194人×150円 30千円	合併時に相模原市の 制度に統合する。 ただし、補助金の額 等については見直しを 図る。

3 国民健康保険税収納率向上特別対策事業

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
<p>主として、収納推進員による保険税未納分の徴収を進めるほか、サーバーを利用した滞納整理を推進し、収納率向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納率向上対策本部会議の設置 ・休日納税相談 年6回 ・休日臨戸訪問 年3回 (管理職2回) ・夜間納税相談 年3回(12日) ・夜間臨戸訪問 年1回(6日) ・滞納整理強化月間 年3回 <p>短期被保険者証交付期間 6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談または納付指導に応じようとならない世帯等に被保険者資格証明書を交付 	<p>主として、収納課による保険税未納者の個人情報管理を行い、徴収を進めるほか、サーバーを利用した滞納整理を行い収納率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間来庁納付約束のみ夜間対応 <p>短期被保険者証交付期間 6月及び12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<p>主として、収納対策特別班による保険税未納者の個人情報管理を行い、徴収を進めるほか、サーバーを利用した滞納整理を行い収納率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納対策会議設置 ・休日臨戸訪問 月3回 ・夜間窓口開設 月2回 (4名～5名) <p>短期被保険者証交付期間 6月及び12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<p>主として、税務課管理収納班による保険税未納者の個人情報管理を行い税務課及び全課の課長、課長補佐、主幹で構成された特別収納対策班により滞納整理を行い収納率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納対策会議設置 ・休日臨戸訪問 毎月1回 4名(2班) ・夜間徴収及び夜間窓口開設 年6回(1回につき1週間) <p>短期被保険者証交付期間 6月及び12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

4 国民健康保険運営協議会

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
審議事項 ・ 国民健康保険の給付に関する事項 ・ 国民健康保険税に関する事項 ・ その他国民健康保険に関する重要な事項 委員定数 13名 (1) 被保険者を代表する委員 4名 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4名 (3) 公益を代表する委員 4名 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1名 任期 2年 委員報酬 日額 12,600円	審議事項 同左 委員定数 6名 (1) 同左 2名 (2) 同左 2名 (3) 同左 2名 任期 2年 委員報酬 会長 年額37,500円 委員 年額35,500円	審議事項 同左 委員定数 12名 (1) 同左 4名 (2) 同左 4名 (3) 同左 4名 任期 2年 委員報酬 会長 日額 8,000円 委員 日額 7,400円	審議事項 同左 委員定数 6名 (1) 同左 2名 (2) 同左 2名 (3) 同左 2名 任期 2年 委員報酬 会長 年額34,000円 委員 年額32,000円	合併時に相模原市の制度に統合する。

5 高額療養費

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
<p>受領委任払制度を実施 【目的】 一部負担金の支払いが困難な人に限って適用されるもので、自己負担限度額だけを医療機関へ支払い、被保険者が申請して受けとるべき高額療養費に相当する額を保険者が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>平成15年度委任払実績 1,907件 311,188,000円</p> <p>高額療養費資金貸付 該当なし</p>	<p>受領委任払制度を実施 【目的】 同左</p> <p>平成15年度委任払実績 60件 7,714,350円</p> <p>高額療養費資金貸付を実施 【目的】 国民健康保険法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受けることが見込まれる者が属する世帯の世帯主に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、当該医療費の支給にかかる療養に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。</p> <p>平成15年度貸付実績 0件 0円 基金の額 2,000千円 貸付額 高額療養費支給見込額の9割</p>	<p>受領委任払制度 該当なし</p> <p>平成15年度委任払実績 60件 7,714,350円</p> <p>高額療養費資金貸付を実施 【目的】 同左</p> <p>同左</p> <p>113件 20,405千円 基金の額 5,000千円 貸付額 高額療養費支給見込額の範囲以内</p>	<p>受領委任払制度 該当なし</p> <p>平成15年度委任払実績 20件 4,217千円 基金の額 3,000千円 貸付額 高額療養費支給見込額の8割</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

6 出産育児一時金

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
<p>受領委任払制度を実施</p> <p>【目的】 出産費の支払いが困難な人に限って適用されるもので、被保険者が申請して受けとるべき出産育児一時金(30万円)の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>平成15年度実績 252件 75,600,000円</p>	<p>受領委任払制度を実施</p> <p>【目的】 同左</p> <p>同左 6件 1,800,000円</p>	<p>出産費貸付金制度を実施</p> <p>【目的】 国民健康保険税の世帯の被保険者の申請により受けとるべき出産一時金(30万円)の10分の8の範囲以内で、資金を貸付することにより、被保険者の福祉の向上に寄与する制度。</p> <p>同左 13件 3,020,000円</p> <p>出産費貸付基金の額 1,000,000円</p>	<p>受領委任払制度を実施</p> <p>【目的】 相模原市、城山町と同じ</p> <p>同左 2件 600,000円</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

7 葬祭費

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
<p>被保険者が死亡したとき、葬祭を行なった人に対し8万円を支給。</p> <p>平成15年度実績 2,247件 179,760,000円</p>	<p>同左</p> <p>同左 87件 6,960,000円</p>	<p>被保険者が死亡したとき、葬祭を行なった人に対し6万円を支給。</p> <p>同左 150件 9,000,000円</p>	<p>同左</p> <p>同左 77件 4,620,000円</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

8 精神・結核医療付加金

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
<p>被保険者（老人保健医療の対象者を除く）が、精神又は結核の公費負担医療（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める措置入院及び通院医療、結核予防法に定める命令入所及び適正医療）を受療した場合には、医療機関の窓口において一部費用を支払う必要がない。</p> <p>これは、受療した被保険者の診療費用について、公費（県費）負担以外の部分につき、精神・結核医療付加金として、本市がその被保険者に代わって直接医療機関へ支払う。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に相模原市の制度に統合する。

9 健康診査等委託事業

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
<p>30歳代の被保険者を対象とした健康診査（費用1,000円）。国民健康保険税の未納がない世帯の人が対象。</p> <p>平成15年度実績 583人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に相模原市の制度に統合する。

10 人間ドック助成事業

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
<p>人間ドック検診料の一部助成を実施。</p> <p>対象 ・ 40歳以上の被保険者 ・ 前年度から継続して加入している被保険者</p> <p>・ 前年度までの国民健康保険税を完納している世帯の人</p> <p>助成額 25,000円</p>	<p>同左</p> <p>対象 ・ 満35歳以上の被保険者（老人保健対象者を除く）</p> <p>・ 国民健康保険税を完納していること</p> <p>助成額 25,000円</p>	<p>同左</p> <p>対象 ・ 満35歳以上の被保険者</p> <p>・ 人間ドックを利用しようとする日の前年度において年間を通じて被保険者であること</p> <p>・ 前年度の国民健康保険税を完納していること</p> <p>助成額 25,000円</p>	<p>同左</p> <p>対象 ・ 満35歳以上の被保険者（老人保健対象者を除く）</p> <p>・ 同左</p> <p>・ 同左</p> <p>助成額 15,000円</p>	<p>調整の具体的方針</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、助成額については見直しを図る。</p>

11 被保険者資格の認定及び被保険者証等の交付

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
<p>証のカード化を実施済。</p>	<p>証のカード化は実施していない。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p>調整の具体的方針</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

1 2 国民健康保険診療所管理運営事業

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
該当なし	該当なし	地域保健施設の中核として、地域住民の医療の確保及び健康の保持増進を図るため、国民健康保険直営診療施設を設置。	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。

1 3 財政調整基金

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
該当なし	城山町国民健康保険診療報酬等支払準備基金 平成15年度末現在高 11,672,762円	津久井町国民健康保険給付費支払準備基金 平成15年度末現在高 52,791,000円	相模湖町国民健康保険給付費支払準備基金 平成15年度末現在高 64,000円	相模原市においても基金の設置を検討し、合併時に3町の基金残高を統合する。

1 4 医療費通知

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市独自のシステムで作成 ・ 通知回数 年6回 ・ 通知対象 抽出 ・ 対象医療機関 一部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会に委託 ・ 通知回数 年5回 ・ 通知対象 全部 ・ 対象医療機関 全部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 通知回数 年6回 ・ 同左 ・ 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 ・ 同左 	相模原市においても医療費通知の神奈川県国民健康保険団体連合会に委託することを検討し、合併時に統合する。

先進事例

秋田市・河辺町・雄和町

国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 国民健康保険税の賦課については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。
- 2 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。

豊田市・藤岡町・小原町・足助町・下山村・旭町・稲武町

国民健康保険短期被保険証、資格証明書は、合併時に豊田市の基準に統一する。各町村の所有する国民健康保険事業財政調整基金は、合併時に豊田市の基金に統合する。

国民健康保険運営協議会は、合併時に豊田市の制度に統一し、委員は現行の豊田市の委員を引継ぐものとする。

国民健康保険保健事業は、合併時に豊田市の事業に統一する。

国民健康保険優良世帯表彰事業は、合併時に廃止する。

国民健康保険税の取扱いは、合併時に豊田市の制度に統一する。

ただし、税率については、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成19年度までは不均一課税とする。

なお、新市の国民健康保険運営協議会において平成18年度からの税率・金額を協議する。

長崎市・香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・外海町・三和町

合併関係市町村の間で保険給付の内容や保険料が異なっている場合は、合併市町村の住民の間で不均衡が生じないように調整する。

鹿児島市・吉田町・桜島町・喜入町・松元町・郡山町

国民健康保険事業については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、国民健康保険税率等については、合併が行なわれた日の属する年度に限り、現行の制度を基本とする。

国民健康保険事業の取扱いに関する法令

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

（国民健康保険）

第 2 条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

（保険者）

第 3 条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

（被保険者）

第 5 条 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

（国民健康保険運営協議会）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

第 82 条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

第 703 条の 4 国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)

協議第 2 0 号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 8 月 2 5 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

介護保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	介護保険料の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 8
2	訪問介護サービス利用者負担助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 9
3	社会福祉法人利用者負担助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 0
4	訪問入浴サービス利用者負担助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、事業の継続について検討する。	5 1
5	介護サービス適正実施指導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 2
6	介護認定審査会	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 3
7	要介護認定事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 4
8	介護（支援）サービス等給付事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 5
9	財政安定化基金拠出金	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 6
1 0	介護保険給付費支払準備基金積立金	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、基金残高については、合併時に統合する。	5 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1 1	介護保険事業計画	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、第 3 期事業計画については、平成 1 7 年度中に合併後を想定した事業計画を策定する。	5 8
1 2	被保険者資格の管理及び被保険者証の交付	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 9
1 3	訪問看護サービス利用者負担助成事業	合併時に廃止する。	6 0
1 4	介護保険利用者負担額助成事業	合併時に廃止する。	6 1
1 5	訪問介護利用者負担額助成事業	合併時に廃止する。	6 2

介護保険事業の取扱いの考え方について

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年度から制度化され、40歳以上の人が被保険者として保険料を負担し、介護が必要となったときサービスを利用できる（40歳以上65歳未満の場合は特定疾病該当者のみ）ものであり、市町村が保険者となって運営する制度である。

被保険者には、市町村ごとに算定した保険料を年金から天引き納付することを原則とする第1号被保険者（65歳以上）と、保険料を医療保険の保険料と同時に徴収される第2号被保険者（40歳以上65歳未満）とがある。

この第1号被保険者に係る保険料については、1市3町ごとに、介護サービス総費用、被保険者数、後期高齢者割合、高齢者所得水準等を基に算定するため差異があり、現在、3町の保険料は相模原市より低い水準となっている。

合併後の保険料については、合併年度が第3期介護保険事業計画の初年度となるため、平成17年度中に合併後を想定した同計画を策定し、合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

なお、合併後の保険料は、介護サービス総費用等の算定基礎に占める割合から相模原市の水準に近いものとなることが想定され、3町の保険料の引上げが見込まれるため、町民の理解に十分配慮する必要がある。

保険給付サービスについては、1市3町での種類・内容に差異はないが、サービスの供給体制については、地域的な特性により、サービス提供事業者が進出しにくい状況も見受けられるので、その維持・向上対策に留意する必要がある。

このほかの各事業については、新市としての一体性の観点から、相模原市の制度に整理・統合するものとする。

介護保険事業の現況比較

1 介護保険料

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針																																																		
1 保険料 第1号被保険者(65歳以上の者) 所得段階別定額保険料	1 保険料 第1号被保険者(65歳以上の者) 所得段階別定額保険料	1 保険料 第1号被保険者(65歳以上の者) 所得段階別定額保険料	1 保険料 第1号被保険者(65歳以上の者) 所得段階別定額保険料	合併時に相模原市の制度に統合する。																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">段階</th> <th style="width: 80%;">年額保険料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td style="text-align: right;">17,300</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td style="text-align: right;">26,600</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td style="text-align: right;">36,900</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td style="text-align: right;">46,100</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td style="text-align: right;">55,400</td></tr> <tr><td>第6段階</td><td style="text-align: right;">73,800</td></tr> </tbody> </table>	段階	年額保険料(円)	第1段階		17,300	第2段階	26,600	第3段階	36,900	第4段階	46,100	第5段階	55,400	第6段階	73,800	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">段階</th> <th style="width: 80%;">年額保険料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td style="text-align: right;">17,880</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td style="text-align: right;">26,820</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td style="text-align: right;">35,760</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td style="text-align: right;">44,700</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td style="text-align: right;">53,640</td></tr> </tbody> </table>	段階	年額保険料(円)	第1段階	17,880	第2段階	26,820	第3段階	35,760	第4段階	44,700	第5段階	53,640	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">段階</th> <th style="width: 80%;">年額保険料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td style="text-align: right;">16,200</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td style="text-align: right;">24,300</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td style="text-align: right;">32,400</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td style="text-align: right;">40,500</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td style="text-align: right;">48,600</td></tr> </tbody> </table>	段階	年額保険料(円)	第1段階	16,200	第2段階	24,300	第3段階	32,400	第4段階	40,500	第5段階	48,600	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">段階</th> <th style="width: 80%;">年額保険料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td style="text-align: right;">16,200</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td style="text-align: right;">24,300</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td style="text-align: right;">32,400</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td style="text-align: right;">40,500</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td style="text-align: right;">48,600</td></tr> </tbody> </table>	段階	年額保険料(円)	第1段階	16,200	第2段階	24,300	第3段階	32,400	第4段階	40,500	第5段階	48,600
段階	年額保険料(円)																																																					
第1段階	17,300																																																					
第2段階	26,600																																																					
第3段階	36,900																																																					
第4段階	46,100																																																					
第5段階	55,400																																																					
第6段階	73,800																																																					
段階	年額保険料(円)																																																					
第1段階	17,880																																																					
第2段階	26,820																																																					
第3段階	35,760																																																					
第4段階	44,700																																																					
第5段階	53,640																																																					
段階	年額保険料(円)																																																					
第1段階	16,200																																																					
第2段階	24,300																																																					
第3段階	32,400																																																					
第4段階	40,500																																																					
第5段階	48,600																																																					
段階	年額保険料(円)																																																					
第1段階	16,200																																																					
第2段階	24,300																																																					
第3段階	32,400																																																					
第4段階	40,500																																																					
第5段階	48,600																																																					
第1段階 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 世帯全員が市民税非課税 第3段階 本人が市民税非課税 第4段階 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 本人が市民税課税で合計所得金額が200万以上1000万円未満 第6段階 本人が市民税課税で合計所得金額が1000万円以上	第1段階 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 世帯全員が住民税非課税 第3段階 本人が住民税非課税 第4段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	城山町に同じ	城山町に同じ																																																			

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
<p>2 納期 10期</p> <p>3 保険料減免（生活困窮）</p> <p>(1)対象者 第1・第2段階で収入が生活保護基準以下、預貯金が100万円以下の者</p> <p>(2)減免額 第1段階の2分の1に減額</p>	<p>2 納期 8期</p> <p>3 保険料減免（生活困窮） 相模原市に同じ</p>	<p>2 納期 8期</p> <p>3 保険料減免（生活困窮） 減免基準規程なし</p>	<p>2 納期 9期</p> <p>3 保険料減免（生活困窮）</p> <p>(1)対象者 第1・第2段階で収入が生活保護基準以下の者</p> <p>(2)減免額 当該対象者の保険料額の2分の1に減額</p>	

2 介護給付費支払準備基金

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
<p>1 介護給付費支払準備基金 (1)事業内容 ア 目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。 イ 積立て 決算上、剰余金を生じたとき、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。 ウ 処分 介護保険の保険給付費の財源とすると処分をすることができる。</p> <p>(2)平成15年度末残高 735,751千円</p>	<p>1 介護給付費支払準備基金 (1)事業内容 相模原市に同じ</p> <p>(2)平成15年度末残高 21,337千円</p>	<p>1 介護給付費支払準備基金 (1)事業内容 相模原市に同じ</p> <p>(2)平成15年度末残高 109,591千円</p>	<p>1 介護給付費支払準備基金 (1)事業内容 相模原市に同じ</p> <p>(2)平成15年度末残高 51,342千円</p>	<p>調整の具体的方針 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、基金残高については、合併時に統合する。</p>

3 介護保険事業計画

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
<p>1 介護保険事業計画 (1)事業内容 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする市の介護保険事業計画を定める。</p> <p>(2)事業策定期間 第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度 第3期の策定はH17年度に実施予定</p>	<p>1 介護保険事業計画 相模原市に同じ</p>	<p>1 介護保険事業計画 相模原市に同じ</p>	<p>1 介護保険事業計画 相模原市に同じ</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、第3期事業計画については、平成17年度中に合併後を想定した事業計画を策定する。</p>

先進事例

秋田市・河辺町・雄和町

介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、介護保険料は、平成16年度分までに限り不均一賦課するものとし、平成17年度に新たな保険料を設定するため、第2期介護保険事業計画の見直しを行う。

鹿児島市・吉田町・桜島町・喜入町・松元町・郡山町

介護保険事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、第1号被保険者の保険料率等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町

- 1 介護保険事業計画は、平成17年度までは現行の各市町村の計画を存続し、平成18年度に統一した事業計画を実施する。
- 2 介護保険料は、平成17年度までは各市町村の現行の保険料のまま不均一賦課とし、平成18年度より均一の保険料とする。
- 3 介護給付費準備基金積立金は、平成17年度までは現行の各市町村の計画のとおりと、新たな介護保険事業計画策定時に調整する。
- 4 介護保険料徴収は、合併時に豊田市の制度に統一する。
- 5 保険料及び利用料の減免は、合併時に豊田市の制度に統一する。

新居浜市・別子山村

介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

呉市・下蒲刈町

原則として呉市の制度に統一し、下蒲刈町地域のサービス事業の充実に努めるものとする。

介護保険事業の取扱いに関する法令

介護保険法(平成9年法律第123号)(抄)

(保険者)

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 (略)

(被保険者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)が行う介護保険の被保険者とする。

(1) 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)

(2) 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

(3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

(4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(保険料)

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。

(賦課期日)

第130条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

協議第 2 1 号

保健衛生事業の取扱いについて

保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 8 月 2 5 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

保健衛生事業の取扱いについては、相模原市の制度に統合するものとする。ただし、一部の事務事業については地域の実情を考慮し、現行のまま存続する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	保健衛生功労者表彰事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	6 3
2	市民健康づくり運動推進事業	健康づくり事業については、5 年以内に、相模原市の制度に統合する。ただし、地域特性に配慮した新しい体制づくりを図る。 普及員制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。	6 4
3	健康づくりのつどい開催事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	6 6
4	在宅ケア連携事業	5 年以内に、相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を踏まえて事業内容を検討する。	6 8
5	献血推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 9
6	口腔衛生事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 0

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
7	栄養改善事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	71
8	保健所一般健康相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	72
9	病院・診療所等指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	73
10	保健衛生統計調査事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	74
11	国民健康・栄養調査等事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	75
12	保健所情報化推進事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	76
13	保健所衛生検査施設整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	77
14	総合保健医療センター維持管理補修事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	78
15	健康手帳交付事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	79
16	健康増進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、事業内容については地域特性に配慮し調整する。	80
17	基本健康診査事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。	82
18	がん検診事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。	83
19	成人歯科保健対策推進事業	速やかに相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。	85
20	骨粗しょう症予防事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	87
21	生活習慣病対策事業	速やかに相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。	88

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
2 2	母子健康手帳交付事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 9
2 3	妊婦健康診査事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 0
2 4	乳幼児健康診査事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 1
2 5	歯の衛生週間歯科保健事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 3
2 6	妊産婦新生児訪問指導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 4
2 7	母子保健事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 5
2 8	慢性疾患児保健指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	9 7
2 9	思春期保健事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、事業内容については地域特性に配慮し調整する。	9 8
3 0	特定不妊治療費助成事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 0
3 1	未熟児養育事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 1
3 2	育成医療事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 2
3 3	小児特定疾患医療事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 3
3 4	墓地等紛争調停委員会	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 4
3 5	保健医療計画	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、次計画の策定までは、現計画をそれぞれの地域計画とする。	1 0 5
3 6	医師等医療関係従事者の免許事務	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 6

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
37	結核診査協議会経費	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	107
38	結核定期健康診断・予防接種事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	108
39	結核定期外健康診断事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	109
40	結核医療扶助事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	110
41	結核患者管理指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	111
42	結核対策特別促進事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	112
43	結核児童療育給付事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	113
44	感染症診査協議会経費	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	114
45	感染症予防対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	115
46	感染症発生動向調査事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	116
47	エイズ予防対策事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	117
48	集団予防接種事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	118
49	個別予防接種事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	119
50	特定疾患保健指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	120
51	精神保健相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、事業内容については地域特性に配慮し調整する。	121
52	精神保健集団指導活動事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	123

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
5 3	精神保健訪問指導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 4
5 4	精神保健普及事業	普及講演会・公開講座開催・地域作業所・関係機関連絡会議・ボランティア育成支援・社会適応訓練事業のための相談及び事業所訪問・生活ホーム運営支援については、合併時に相模原市の制度に統合する。 当事者会、家族会支援については、速やかに相模原市の制度に統合する。	1 2 5
5 5	精神障害者社会参加促進事業	地域精神保健福祉連絡協議会については、合併時に相模原市の制度に統合する。 ほのぼの100人運動会については、速やかに相模原市の制度に統合する。	1 2 6
5 6	老人性痴呆疾患対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 7
5 7	エイズ検査・相談事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 9
5 8	性感染症検査・相談事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 3 0
5 9	難病患者等短期入所事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 3 1
6 0	難病患者等ホームヘルプサービス事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、実施方法については調整を図る。	1 3 2
6 1	精神障害者ホームヘルプサービス事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 3 3
6 2	精神障害者短期入所事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 3 4
6 3	医事・薬事等指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 3 5
6 4	食品衛生事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 3 6

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
65	環境衛生関係営業施設等指導事務	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	137
66	生活環境対策事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	138
67	狂犬病予防事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	139
68	動物愛護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	140
69	衛生害虫等駆除事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	141
70	調理師等免許事務	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	142
71	衛生検査事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	143
72	衛生試験所維持管理事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	144
73	保健と福祉のライブラリー事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	145
74	健康教育事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	146
75	健康相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	148
76	機能訓練事業	3年以内に相模原市の制度に統合する。	149
77	訪問指導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	151
78	母子健康教育事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、事業内容については地域特性に配慮し調整する。	152
79	乳幼児健康診査の実施	合併時に相模原市の制度に統合する。	154
80	栄養改善指導の実施	合併時に相模原市の制度に統合する。	155

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
8 1	健康度評価事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 5 7
8 2	地域保健医療審議会事務	速やかに相模原市の制度を適用する。	1 5 8
8 3	急病診療事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日急病内科診療事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後新市において、そのあり方について検討する。 ・ 休日急患歯科診療事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ・ 休日夜間急患調剤事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ・ 夜間急病診療事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後新市において、そのあり方について検討する。 ・ 病院群輪番制運営事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ・ 小児急病診療事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ・ 外科系救急医療体制支援事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ・ 救急医療情報センター運営事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ・ 休日柔道整復施療所運営費補助金については、合併時に相模原市の制度を適用する。 	1 5 9
8 4	災害時医療救護体制整備事業	災害時医療救護検討会については、速やかに相模原市の制度を適用する。ただし、災害時医薬品の更新については、新たな地域防災計画の策定状況を見ながら検討する。	1 6 8

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
85	地域医療事業	<p>保健衛生思想啓発普及事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。</p> <p>高度医療機器共同利用事業及び地域医療協力事業補助金については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	169
86	看護職員確保対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「看護の心」啓発普及事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ・ 院内保育施設運営費補助金については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ・ ナースセンター運営費補助金、看護師等修学資金貸付事業、相模原衛生学院運営費補助金、相模原准看護学院運営費補助金及び看護職員養成施設維持管理費については、現行のまま新市に引き継ぐ。 	171
87	各種医療関係団体補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	175

保健衛生事業の取扱いの考え方について

1 保健所について

現在保健所業務は、相模原市域については相模原市保健所が、津久井3町については神奈川県津久井保健福祉事務所がそれぞれ行っています。合併後は、新市域全体が中核市となるため新市において保健所業務を行うこととなります。

(1) 保健所業務の主なもの

ア 医事業務関係

- ・病院、診療所（医科、歯科）施術所、歯科技工所及び衛生検査所の開設許可及び立入検査
- ・指導（医療法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律等）
- ・医薬品、医療機器、毒物・劇物の販売業等許可及び監視指導（薬事法、毒物劇物取締法）
- ・薬物乱用防止対策事業（麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、あへん法）
- ・国民生活基礎調査、人口動態調査等の保健衛生統計調査に関すること（統計法）

イ 保健予防関係

- ・身体障害児育成医療給付事業（児童福祉法）
- ・未熟児療育医療給付事業（母子保健法）
- ・結核患者医療費給付事業（結核予防法）
- ・感染症対策事業（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）

ウ 環境衛生関係

- ・旅館業、興行場、公衆浴場・水浴場（プール）の営業許可及び監視指導（旅館業法、興行場法、公衆浴場法、神奈川県水浴場等に関する条例）
- ・理容、美容、クリーニング業の開設確認及び監視指導（理容師法、美容師法、クリーニング法）
- ・特定建築物の届出の受理及び監視指導（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）
- ・温泉利用施設の立入検査及び許可（温泉法）
- ・有害物質を含有する家庭用品の製造・輸入・販売業者への立入検査及び収去（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律）
- ・墓地等の経営の許可（墓地、埋葬等に関する法律）
- ・専用水道・小規模水道の確認及び簡易専用水道小規模受水槽水道施設の届出の受理及び監視指導（水道法）

エ 食品衛生関係

- ・飲食店営業等の営業許可及び監視指導（食品衛生法等）
- ・給食施設等の届出及び監視指導（食品衛生法の施行に関する条例）

オ 動物指導関係

- ・犬猫の引き取り、負傷動物の保護・連絡・収容（動物の愛護及び管理に関する法律）
- ・動物取扱業の確認及び指定動物の飼養許可及び監視指導（神奈川県動物愛護及び管理に

関する条例)

・犬の捕獲及び抑留・処分(狂犬病予防法)

(2) 相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町区域の保健所の名称、位置

名称	所在地	所管区域
相模原市保健所	相模原市富士見 6 - 1 - 1	相模原市
神奈川県津久井保健福祉事務所	津久井町中野 9 3 7 - 2	城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町

2 保健センターについて

保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し、必要な事業を行うことを目的として設置しています。

【設置状況】

名称	所在地
相模原市保健所中央保健センター	相模原市富士見 6 - 1 - 1
相模原市保健所中央保健センター南保健指導班	相模原市相模大野 5 - 3 1 - 1
城山町保健福祉センター	城山町久保沢 2 - 2 6 - 1
津久井町保健センター	津久井町中野 6 3 3

3 急病診療事業について

急病診療事業については、相模原市では、休日や夜間に発生した急病患者の医療の確保を図るための初期救急医療機関として、相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所を設置し、休日急病医科診療事業、夜間急病診療事業、小児急病診療事業を行っています。また、入院治療を要する患者の治療を受け持つ二次救急医療機関の確保を図るため、病院群輪番制運営事業や外科系救急医療体制支援事業を行っています。

津久井3町では、広域行政組合が、休日に発生した急病患者の医療を確保するため津久井郡急病診療所委託事業を行うとともに、夜間に発生した急病患者の医療を確保するため、在宅当番医制による夜間急病診療委託事業を行っています。

合併後においては、1市3町で実施している事業は、「現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市において医師会を含めてそのあり方を検討するもの」とし、3町で実施していない事業については、「相模原市の制度を適用する」とします。

【急病診療所設置状況】

名称	所在地
相模原メディカルセンター急病診療所	相模原市富士見 6 - 1 - 1
相模原南メディカルセンター急病診療所	相模原市相模大野 4 - 4 - 1
津久井郡急病診療所	津久井町中野 1 6 8 1 - 1

保健衛生事業の現況比較

1 保健医療計画

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
計画名称	相模原市保健医療計画～みんな元気「さがみはら健康プラン21」～	健やかさがこだまする城山町	津久井町保健計画～つくい芽生芽木プラン21	健康さがみこ21計画	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、次計画の策定までは、現状の計画をそれぞれの地区計画とする。
計画期間	平成14年度～平成22年度	平成13年度～平成22年度	平成15年度～平成24年度	平成16年度～平成25年度	

2 基本健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。
実施方法	市医師会加入の協力医療機関	郡医師会加入の町内医療機関	郡医師会加入の町内医療機関	郡医師会加入の町内医療機関	
実施時期	通年	6月～10月	9～10月	64歳以下 5～6月 65歳以上 4月、10月	
一部負担金	基本 1,000円 基本+肝炎 2,200円	基本 1,000円 基本+肝炎 2,000円	基本 1,000円 基本+肝炎 2,000円	基本 1,000円 基本+肝炎 2,000円	
予定人員(平16)	53,060人	2,483人	3,000人	1,000人	

3 がん検診事業

(1) 胃がん検診事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。
実施場所 : 施設 : 集団	市医師会加入の協力医療機関 市内公共施設(検診車)	- 保健福祉センター(検診車)	- 町内公共施設(検診車)	- 町内公共施設(検診車)	
実施時期 : 施設 : 集団	通年 通年(年46回)	- 年5回(5,6,7,9,10月)	- 年5回(9,10月に5日間)	- 年1回(5月に5日間)	
一部負担金 : 施設 : 集団	2,900円 900円	- 900円	- 900円	- 1,000円	
予定人員 : 施設 (平16) : 集団	5,300人 5,260人	- 500人	- 430人	- 505人	

(2) 子宮がん検診事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	30歳以上	25歳以上	25歳以上	25歳以上	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。
実施場所 : 施設 : 集団	市医師会加入の協力医療機関 市内公共施設(検診車)	郡医師会加入の郡内及び町内 協力医療機関 保健福祉センター(検診車)	郡医師会加入の郡内及び町内 協力医療機関 町内公共施設(検診車)	郡医師会加入の郡内及び町内 協力医療機関 町内公共施設(検診車)	
実施時期 : 施設 : 集団	通年 通年(年46回)	10~12月 年3回(5,6,9月)	10月1日~12月18日 年5回(9,10月に5日間)	10月1日~12月18日 年1回(5月に5日間)	
一部負担金 : 施設 : 集団	頸部 1,700円 頸部+体部 2,200円 頸部 600円	頸部 1,700円 頸部+体部 2,500円 頸部 600円	頸部 1,700円 頸部+体部 2,500円 頸部 600円	頸部 1,700円 頸部+体部 2,500円 頸部 600円	
予定人員 : 施設 (平16) : 集団	10,000人 6,570人	110人 300人	75人 400人	10人 346人	

(3) 乳がん検診事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。
実施場所 : 施設	市医師会加入の協力医療機関及びメディカルセンター	郡医師会加入の郡内及び町内協力医療機関	郡医師会加入の郡内及び町内協力医療機関	郡医師会加入の郡内及び町内協力医療機関	
: 集団	市内公共施設(検診車)	保健福祉センター(検診車)	町内公共施設(検診車)	町内公共施設(検診車)	
実施時期 : 施設	通年	9月	9月	9月	
: 集団	通年(年46回)	年3回(5, 6, 9月)	年5回(9, 10月に5日間)	年1回(5月に5日間)	
一部負担金 : 施設	700円	700円	700円	700円	
: 集団	300円	500円	300円、マンモ 1,000円	エコー 1,000円	
予定人員 : 施設	9,400人	50人	40人	10人	
(平16) : 集団	6,350人	400人	520人(内マンモ併用120人)	414人	

(4) 肺がん検診事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。
実施場所 : 施設	市医師会加入の協力医療機関及びメディカルセンター	-	-	-	
: 集団	市内公共施設(検診車)	保健福祉センター(検診車)	町内公共施設(検診車)	町内公共施設(検診車)	
実施時期 : 施設	通年	-	-	-	
: 集団	通年(年46回)	年5回(5, 6, 7, 9, 10月)	年5回(9, 10月に5日間)	年1回(5月に5日間)	
一部負担金 : 施設	X線(50歳以上) 800円 X線+喀痰(40歳以上) 1,700円	-	-	-	
: 集団	X線 200円 X線+喀痰 700円	X線 200円 X線+喀痰 700円	X線 200円 X線+喀痰 700円	X線 200円 X線+喀痰 1,000円	
予定人員 : 施設	6,100人	-	-	-	
(平16) : 集団	5,110人	550人	380人	547人	

(5) 大腸がん検診事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。
実施場所 : 施設 : 集団	市医師会加入の協力医療機関 市内公共施設(検診車)	- 保健福祉センター(検診車)	- 町内公共施設(検診車)	- 町内公共施設(検診車)	
実施時期 : 施設 : 集団	通年 通年(年46回)	- 年5回(5,6,7,9,10月)	- 年5回(9,10月に5日間)	- 年1回(5月に5日間)	
一部負担金 : 施設 : 集団	500円(基本健康診査と併せて受診の場合のみ実施) 500円	- 500円	- 500円	- 500円	
予定人員 : 施設 (平16) : 集団	29,000人 5,030人	- 500人	- 400人	- 500人	

4 乳幼児健康診査事業

(1) 4か月児健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	4か月児(医科)	4か月児(医科)	4か月児(医科)	4か月児(医科)	合併時に相模原市の制度に統合する。
実施方法	集団(市内3会場)	集団(町内3会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)	
実施時期	7回/月	1回/2か月	1回/2か月 年6回	1回/2か月	
予定人員(平16)	6,100人	約200人	180人~240人	50人	

(2) 8か月児健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	8か月児（医科）	10か月児（医科）	9か月児（医科）	9か月児（医科）	合併時に相模原市の制度に統合する。
実施方法	個別（協力医療機関）	集団（町内1会場）	集団（町内1会場）	集団（町内1会場）	
実施時期	通年	1回/2か月	1回/2か月	5回/年	
予定人員（平16）	6,100人	約200人	180人~240人	50人	

(3) 1歳児健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	1歳児（医科）	-	-	-	合併時に相模原市の制度に統合する。
実施方法	個別（協力医療機関）	-	-	-	
実施時期	通年	-	-	-	
予定人員（平16）	6,100人	-	-	-	

(4) 1歳6か月児健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	1歳6か月児	1歳6か月児(6~7ヵ月児)	1歳6か月児(6~7ヵ月児)	1歳6か月児(5~7ヵ月児)	合併時に相模原市の制度に統合する。
実施方法 : 医科 実施時期 : 歯科	個別(協力医療機関) 通年 集団(市内3会場) 7回/月	集団(町内1会場) 1回/2か月 集団(町内1会場) 1回/2か月	集団(町内1会場) 1回/2か月 集団(町内1会場) 1回/2か月	集団(町内1会場) 1回/2か月 集団(町内1会場) 1回/2か月	
予定人員 : 医科 (平16) : 歯科	6,100人 6,100人	約200人 約200人	180人~240人 180人~240人	70人 70人	

(5) 2歳6か月児歯科健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	2歳6か月児	2歳児、2歳6か月児	2歳6か月児	2歳児、2歳6か月児	合併時に相模原市の制度に統合する。
実施方法	集団(市内3会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)	
実施時期	7回/月	1回/2か月	1回/2か月	5回/年	
予定人員(平16)	6,100人	各約200人	180人~240人	各約65人	

(6) 3歳6か月児健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	3歳6か月児(医科、歯科、視聴覚)	3歳児(医科、歯科) 3歳10か月(歯科、視聴覚)	3歳6か月児(医科、歯科、視聴覚)	3歳6か月児(医科、歯科、視聴覚)	合併時に相模原市の制度に統合する。
実施方法	集団(市内3会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)	
実施時期	7回/月	1回/2か月	1回/2か月	3回/年	
予定人員(平16)	6,100人	各約200人	180人~240人	60人	

5 妊産婦新生児訪問指導事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	訪問指導を必要と認める第1子の新生児及び妊産婦	訪問指導を必要とする妊婦及び新生児と産婦の全数	・初妊婦の訪問希望者 ・第1子の産婦及び新生児	第1子及び訪問指導を必要と認める新生児及び妊産婦	合併時に相模原市の制度に統合する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活指導、相談 疾病の早期発見 新生児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> 親子の健康状態の観察 育児環境、療育環境の把握 育児相談 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活全般の指導 母体回復に関する生活指導 新生児の発育、栄養状態や適切な療育環境に関する指導 疾病の早期発見 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活指導、相談 疾病の早期発見 新生児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導 	
訪問人数(平15)	1,813人	326人	121人	46人	

6 結核定期健康診断・予防接種事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
定期健康診断の実施回数(平16) 実施方法 定期健康診断の受診者数(平16)	48回 集団健診 5,284人	4回 集団健診 283人	5回 集団健診 500人	6回 集団健診 537人	合併時に相模原市の制度に統合する。 合併時に相模原市の制度に統合する。
乳幼児に対するツベルクリン反応検査・BCG接種の実施会場 実施方法 乳幼児に対するツベルクリン反応検査・BCG接種の接種者数(平15)	延べ55会場 集団予防接種(一部個別) ツ反 6,178人 BCG 5,774人	1会場(町保健福祉センター) 集団予防接種 ツ反 211人 BCG 209人	延べ22会場 集団予防接種 ツ反 242人 BCG 218人	1会場(町役場) 集団予防接種 ツ反 59人 BCG 58人	

7 集団予防接種事業(ポリオ)

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
実施時期 予定人数(平16) 実施会場	年2回(4月、10月) 13,000人 19会場(延べ83会場)	年2回(4月、10、11月) 440人 1会場(延べ6会場)	年2回(4月、9月) 360人 1会場(延べ6会場)	年2回(4月、10月) 200人 1会場(延べ3会場)	合併時に相模原市の制度に統合する。

8 個別予防接種事業

(1) 乳幼児等予防接種事業（三種混合、二種混合、麻しん、風しん及び日本脳炎）

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
実施時期	通年	通年	通年	通年	合併時に相模原市の制度に統合する。
予定人数(平16)	約67,000人	2,190人	2,355人	750人	
実施会場	協力医療機関	協力医療機関	協力医療機関	協力医療機関	
協力医療機関数	144施設	7施設	6施設	5施設	
助成金制度	有(141件)	有(2件)	無	有(13件)	

(2) 高齢者インフルエンザ

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
実施時期	10月20日から1月31日	10月1日から2月28日	10月1日から2月28日	10月1日から2月28日	合併時に相模原市の制度に統合する。
予定人数(平16)	約35,000人	1,500人	1,430人	600人	
実施会場	協力医療機関	協力医療機関	協力医療機関	協力医療機関	
協力医療機関数	238施設	15施設	24施設	15施設	
自己負担金	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
自己負担金免除対象者	生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する人	生活保護世帯に属する人	生活保護世帯に属する人	生活保護世帯に属する人	

9 健康度評価事業

(1) 生活習慣病予防

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	基本健康診査の結果、 ・保健師要指導の指示のあった者 ・異常なしのうち、40、50歳の者 ・要指導の者のうち、40、50歳のもの	詳細は検討中	・基本健康診査の結果、保健師栄養士要指導の指示のあった者（65歳未満） ・健康感、充実感の低い者等 ・健康相談来所者で希望する者	該当なし	合併時に相模原市の制度に統合する。
実施方法	生活習慣質問票を実施。アドバイス票を送付。		基本健康診査の問診票データから条件抽出して保健事業を紹介する。健康相談来所者には、面接相談。		
予定人数(平16)	2,900人		150人		

(2) 生活機能低下予防

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
対象者	当該年度70歳以上の市民全員に生活習慣問診票を送付し、返送された内容を評価し、要介護状態に移行するリスクが高いと判定された者	詳細は検討中	・民生委員の訪問活動時に調査を行う。その内容から保健師が要フォロー者をピックアップする。 ・保健師による地区健康講座実施時にアセスメント票を活用し調査する。	該当なし	合併時に相模原市の制度に統合する。
実施方法	保健師等が電話や訪問等で積極的に保健指導・事業参加勧奨を行う。		保健師等が電話や訪問等で保健指導・事業参加勧奨を行う。		
予定人数(平16)	約5,000人		30人		

10 急病診療事業

(1) 休日急病医科診療事業

区分	相模原市	広域行政組合	調整の具体的方針
内容	休日（日曜日、祝祭日、年末年始）における初期救急医療機関の確保	休日（日曜日、祝祭日、年末年始）における初期救急医療機関の確保	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後新市において、そのあり方について検討する。</p>
診療時間	午前9時から午後5時	午前8時45分から午後4時 午後7時から午後10時	
診療科目	内科、外科、眼科、耳鼻科等 （眼科、耳鼻科は、相模原南メディカルセンター急病診療所に限る）	内科・小児科 （耳鼻科は相模原市と覚書を締結し、広域耳鼻咽喉科救急医療事業として実施）	
診療場所	相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所	津久井郡急病診療所	

(2) 休日急患歯科診療事業

区分	相模原市	広域行政組合	調整の具体的方針
内容	休日（日曜日、祝祭日、年末年始）の昼間における急患歯科診療所の確保		<p>合併時に相模原市の制度を適用する。</p>
診療時間	午前9時から午後5時		
診療場所	相模原口腔保健センター休日急患歯科診療所		

(3) 休日夜間急患調剤事業

区分	相模原市	広域行政組合	調整の具体的方針
内容	休日（日曜日、祝祭日、年末年始）及び毎夜間における急患調剤薬局の確保		現行のまま新市に引き継ぐ。
診療時間	休日：午前9時から午後5時 夜間：午後8時から午後11時（休日は午後5時から、平日は1か所午後7時から）		
診療場所	相模原及び相模原南メディカル調剤薬局		

(4) 夜間急病診療事業

区分	相模原市	広域行政組合	調整の具体的方針
内容	夜間における初期救急医療機関の確保	夜間における初期救急医療機関の確保	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後新市において、そのあり方について検討する。
診療時間	相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所：午後8時から午後11時 二次救急当番医療機関：午後7時から翌日午前9時（土曜・休日は午後5時から）	午後7時から午後10時	
診療科目	内科系、外科系		
診療場所	<ul style="list-style-type: none"> 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 二次救急当番医療機関（1日1か所） 	郡内在宅当番医	

(5) 病院群輪番制運営事業

区分	相模原市	広域行政組合	調整の具体的方針
内容	土曜日、休日及び夜間における入院治療を必要とする救急患者のための二次救急医療機関の確保	土曜日、休日及び夜間における入院治療を必要とする救急患者のための二次救急医療機関の確保（相模原市と協定を締結して実施）	合併時に相模原市の制度を適用する。
診療時間	休日：午前9時から翌日午前9時 土曜日：午後1時から翌日午前9時 平日夜間：午後7時から翌日午前9時		
診療場所	二次救急医療機関及び二次救急補助医療機関（1日1か所）		

(6) 小児急病診療事業

区分	相模原市	広域行政組合	調整の具体的方針
内容	<ul style="list-style-type: none"> 休日及び夜間における小児救急患者のための初期救急医療機関及び二次救急医療機関の確保 メディカル調剤薬局の確保 	休日及び夜間における小児救急患者のための初期救急医療機関及び二次救急医療機関の確保（相模原市と協定を締結して実施）	合併時に相模原市の制度を適用する。
診療時間	<ul style="list-style-type: none"> 相模原メディカルセンター急病診療所 休日：午前9時から翌日午前6時 夜間：午後8時（土曜日は午後5時）から翌日午前6時 相模原南メディカルセンター急病診療所 休日：午前9時から午後5時 二次救急医療機関 休日：午前9時から翌日午前9時 夜間：午後7時から（土曜日は午後1時）から翌日午前9時 		
診療場所	<ul style="list-style-type: none"> 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 二次救急医療機関（1日1か所） 		

(7) 外科系救急医療体制支援事業

区分	相模原市	広域行政組合	調整の具体的方針
内容	土曜、休日及び夜間における外科系二次救急医療機関の確保 (初期診療も兼ねて実施)		合併時に相模原市の制度 を適用する。
診療時間	休日：午前9時(土曜日は午後1時)から翌日午前9時 夜間：午後5時から翌日午前9時	-	
診療場所	12医療機関(1日1か所)		

(8) 救急医療情報センター運営事業

区分	相模原市	広域行政組合	調整の具体的方針
内容	土曜日、休日及び夜間における受診可能な医療機関を電話で 紹介する相模原救急医療情報センターの運営		合併時に相模原市の制度 を適用する。
開設時間	土曜日：午後1時から翌日午前9時 休日：午前9時から翌日午前9時 夜間：午後5時から翌日午前9時	-	

先進事例

秋田市・河辺町・雄和町

保健、衛生事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

新潟市・黒埼町

黒埼町の各種事務事業は、新潟市の制度に統一する。ただし、以下の事業については、従来からの経緯、実情を考慮し、住民サービスの低下を招かないこととし、下記のとおり調整する。

黒埼町で従来から実施している老人保健事業は、以下のとおりとする。

集団検診は、黒埼町保健センターで実施する。この場合集団検診の基本健診個人負担は現行のとおりとする。

基本健診結果説明会は、当分の間、現行のとおりとする。

機能訓練事業は、現行のとおりとする。

黒埼町食生活改善推進委員は、当分の間、新潟市の食生活改善推進委員として存続する。

豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町

保健所について

- 1 保健所業務は、合併時に豊田市保健所が6町村の区域を対象に引き継ぐ。
- 2 業務の実施場所（本庁、支所）等は、合併協議における事務組織及び機構の取り扱いにより、合併時まで調整する。
- 3 加茂保健所足助支所の施設、人員の配置については、合併時まで愛知県と調整する。

保健センターについて

保健センターは、既存の施設を地域の保健・福祉の活動拠点として利用する。ただし、業務内容等については、合併協議における事務組織及び機構の取り扱いにより、合併時まで調整する。

健康診査・検診事業について

- 1 検診の方式は、医療機関検診方式と集団検診方式を現行のとおり併用して実施する。ただし、歯周病検診は、個別医療機関検診方式に統一する。
- 2 対象者、検診内容及び個人負担金は、合併時に豊田市の制度に統一する。
- 3 小原村、足助町、下山村、旭町及び稲武町で実施している送迎及び基本健康診査後の結果説明会は、合併時は現行のとおりとし、合併3年後を目途に調整する。

保健衛生事業の取扱いに関する法令

地域保健法（昭和22年法律第101号）（抄）

第3章 保健所

第5条 保健所は、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

2 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合には、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の3第2項第1号に規定する区域及び介護保険法(平成9年法律第123号)第118条第2項第1号に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

第6条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- (1) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- (2) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- (3) 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- (4) 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- (5) 医事及び薬事に関する事項
- (6) 保健師に関する事項
- (7) 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- (8) 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- (9) 歯科保健に関する事項
- (10) 精神保健に関する事項
- (11) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- (12) エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- (13) 衛生上の試験及び検査に関する事項
- (14) その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第7条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- (2) 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- (4) 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

第4章 市町村保健センター

第18条 市町村は、市町村保健センターを設置することができる。

2 市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。

健康増進法（平成14年法律第103号）（抄）

第2章 基本方針等

(基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- (2) 国民の健康の増進の目標に関する事項
- (3) 次条第1項の都道府県健康増進計画及び同条第2項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

(都道府県健康増進計画等)

第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

老人保健法（昭和57年法律第80号）（抄）

第3章 保健事業等

（健康診査）

第16条 健康診査は、心身の健康を保持するために行われる診査及び当該診査に基づく指導とする。

（医療等以外の保健事業の実施）

第20条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者に対し、医療（医療費の支給を含む。）入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給（以下「医療等」という。）以外の保健事業を行う。

第21条 都道府県は、前条の規定により市町村が行う医療等以外の保健事業の実施に関し、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行うほか、政令で定めるところにより、市町村と連携を図りつつ、市町村に代わつて、医療等以外の保健事業の一部を行うことができる。

第22条 医療等以外の保健事業は、その対象となる者が、医療保険各法その他の法令に基づく事業のうち医療等以外の保健事業に相当する保健サービスを受けた場合又は受けることができる場合は、行わないものとする。

（実施の委託）

第23条 市町村（第21条の規定により都道府県が医療等以外の保健事業を行うときは、当該都道府県）は、医療等以外の保健事業の一部について、第25条第3項に規定する保険医療機関等その他適当と認められる者に対し、その実施を委託することができる。

（実施の基準）

第24条 医療等以外の保健事業の実施の基準は、事業の種類ごとに、市町村の人口規模及び財政事情その他地域の諸事情に配慮して、厚生労働大臣が定める。

母子保健法（昭和40年法律第141号）（抄）

第2章 母子保健の向上に関する措置

（保健指導）

第10条 市町村は妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

（新生児の訪問指導）

第11条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第19条の規定による指導が行われるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

（健康診査）

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- (1) 満1歳6ヶ月を超え満2歳に達しない幼児
- (2) 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

予防接種法（昭和23年法律第68号）（抄）

第2章 予防接種の実施

第3条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長[特別区及び地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(第9条において「保健所を設置する市」という。)にあつては、都道府県知事とする。]の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。